

# 第10期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務 仕様書

## 1 業務名

第10期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務

## 2 業務の目的

本市の高齢者福祉や介護サービスに関する現状分析等を行い、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）（以下「第9期計画」という。）を検証するとともに、第10期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）（以下「第10期計画」という。）を策定することを目的とする。

## 3 履行期間

令和8年4月14日から令和9年3月31日まで

## 4 用語の意義

この仕様書における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 甲とは旭川市をいい、乙とは受託者をいう。

## 5 業務の内容

乙は、甲から提供された各種データ、独自で集積したデータ等を基に、第9期計画の進捗状況の把握と現状分析等を行い、併せて必要なサービスや介護保険料について推計し、持続可能な介護保険制度とするための中長期的な視点に立った第10期計画を策定する。

(1) 高齢者の保健福祉や介護保険制度をめぐる制度改革の動向把握と課題整理

乙は、介護保険制度や高齢者の保健・福祉・医療等をめぐる制度改革の動向について、国の関連資料等を収集し、甲の特性に応じた、第10期計画策定を検討するまでの前提条件と基本的課題を整理した資料を作成する。

(2) 計画策定のための各種調査の分析

令和7年11月から令和8年3月にかけて甲が実施する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査及び在宅生活改善調査について、乙は回答票の入力（回答票については情報の取扱いには十分に留意し、乙にて廃棄を行うこと。）、集計及び分析を行うこと。

集計及び分析において、国から提供される分析ソフトを用い、地域のニーズや課題、現在の介護サービスにおいて不足している事項等を報告書として作成すること。なお、作成に当たっては甲の介護保険サービスや本市独自のサービス等の整備課題を整理するとともに、前回の調査と同様の設問についての比較分析、独自の設問についても分析を行うこと。

調査の対象等（調査項目については別紙）

	介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査	在宅介護 実態調査	在宅生活 改善調査
対象	自立及び要支援1・2 の在宅生活者	要支援1以上の在宅生 活者及び介護する家族	居宅介護支援事業所、小 規模多機能型居宅介護事 業所
対象者数 (発送数)	約4,400件	約1,200件	133事業所
回答数 (見込)	約2,640件	約600件	約100通
回答形式	調査票（紙面）または web入力フォーム	調査票（紙面）	調査票（紙面）またはメ ール（エクセルデータ）

(3) 第9期計画における高齢者保健福祉事業や介護保険事業の検証及び課題整理

なお、以下の項目を踏まえること。

- ア 第9期計画における各種事業の取組状況
- イ 介護保険給付実績
- ウ 地域包括ケアシステムの構築のための現状と課題

(4) 第10期計画における事業量推計及び介護保険料の推計

乙は、以下の項目等について第10期計画期間における推計を行う。

- ア 高齢者、要支援・要介護認定者数
- イ 各介護保険サービスの見込量・給付費
- ウ 介護保険料

(5) 計画骨子案の作成

乙は、第9期計画の課題及び甲の指示を踏まえ、第10期計画骨子案を作成する。

なお、作成に当たっては、以下に示す計画等の内容を踏まえたものとし、甲の地域性を反映し、中長期の視点でとらえた独自のものとすること。

関連する計画については、今後、新たに示す場合がある。

- ア 第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- イ 第8次旭川市総合計画（平成28年度～平成39年度）
- ウ 第5期旭川市地域福祉計画・第7期旭川市社会福祉協議会地域福祉活動  
計画（令和6年度～令和11年度）
- エ 第3次健康日本21旭川計画（令和6年度～令和17年度）
- オ 第3期旭川市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） 第  
4期 特定健康診査等実施計画旭川市国民健康保険保健事業実施計画（令  
和6年度～令和11年度）

- カ 北海道後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）（令和6年度～令和11年度）
- キ 令和7年度旭川市介護サービス事業所等実態調査結果報告書（令和8年1月公表予定）
- ク 認知症施策推進基本計画に基づく甲の認知症施策の方針及び考え方
- (6) 計画素案、計画案の作成
- 乙は、第10期計画期間に係る高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案及び計画案を作成する。なお、計画案については概要版を含む。
- (7) 策定体制等の支援
- 乙は、策定スケジュールの提案及び本市が実施する意見提出手続（パブリックコメント）、社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会及び旭川市地域包括ケアシステム庁内推進委員会の実施について支援する。
- ア 意見提出手続（パブリックコメント）における意見集約業務  
パブリックコメント 令和8年12月頃実施予定
- イ 旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会及び旭川市地域包括ケアシステム庁内推進委員会開催の支援、必要に応じた出席及び資料の作成  
開催回数（予定）  
旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 6回  
旭川市地域包括ケアシステム庁内推進委員会 3回

## 6 協議及び報告

本業務を適正かつ円滑に実施するため、甲と乙は密接な連絡を取り、業務の疑義を正すこととし、その内容については、その都度乙が書面に記録し、相互に確認することとする。

## 7 成果品

乙は、成果品として次のものを納品する。なお、電子データはPDFファイル及びWord形式、数値に関してはExcel形式で閲覧及び修正が可能な形式を用いるとともに、旭川市デザインシステムを活用したデザインとし、図表、イラスト等を用いながら、わかりやすい構成・内容となるよう配慮するものとする。  
また、わかりやすい概要版の作成を行うこと。

- ア 第9期計画における高齢者保健福祉事業や介護保険事業等の検証資料  
紙ベース（2部）及びその電子データ
- イ 高齢者の保健福祉や介護保険制度をめぐる制度改革の動向把握と課題整理資料  
紙ベース（2部）及びその電子データ
- ウ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査及び在宅生活改善調査の分析結果  
報告書 紙ベース（2部）及びその電子データ

エ 第10期計画骨子案  
紙ベース（2部）及びその電子データ  
オ 第10期計画素案  
紙ベース（2部）及びその電子データ  
カ 第10期計画案  
紙ベース（2部）及びその電子データ

## 8 その他

### (1) 守秘義務

乙は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。このことは、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

### (2) 再委託等の禁止

ア 乙は、この仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

イ 乙は、この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて甲の承諾を得なければならない。この場合において、乙は業務に係る一切の責任を負うものとする。

### (3) 著作権の帰属

本業務で作成された計画書及びデータの著作権については、甲に帰属するものとする。

### (4) その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度協議するものとする。